

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）

本小委員会による審議を前に、令和6年度改善提言に関する取組状況、及び各評価項目についての実績・現況等をまとめた資料（資料1、資料2）が、特許庁から委員に提示された。当該資料の提示を受けた各委員は、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（参考資料1）に基づき、特許庁の特許審査、意匠審査及び商標審査の品質管理の実施体制・実施状況を評価した。

以下は、各委員の評価結果を取りまとめた、本小委員会の評価結果（案）である。評価基準は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階であり、各委員から提出された評価の中央値を本小委員会の評価結果（案）とした。

評価項目	特許審査	意匠審査	商標審査
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
② 審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④ 審査実施体制	良好	概ね達成	概ね達成
⑤ 品質管理体制	良好	良好	良好
⑥ 品質向上のための取組	良好	良好	良好
⑦ 品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧ 審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

＜評価された点＞

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 「品質マニュアル」、「審査ハンドブック」、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」について、必要に応じて改訂している。
- 「特許・実用新案審査基準」について、HTML 版の公表を行っている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。）

＜評価された点＞

- 特許審査に必要な事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」に明確に示している。
- 「品質マニュアル」を改訂したことで、PDCA サイクルを含む品質管理のための手順及び担当の詳細に関する記載内容がより明確化されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

＜評価された点＞

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」について、英語版も用意し、国内外のユーザーが容易にアクセスできる程度に外部公表している。
- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等を研修、説明会、庁内イントラネットによる周知により全ての審査官に対して複数の手段を通じて周知すると

ともに、対象となる審査官の経験年数や役職に応じて職員向けの研修や説明会を定期的に実施し、さらに全ての審査官を対象にした品質テストを設問を更新しながら毎年実施しており、その内容が十分に審査官に理解されている。

評価項目④：審査実施体制

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」ないし「概ね達成」と評価された。）

＜評価された点＞

- 本年度は「事前相談型」の検索外注の実施や特許出願技術動向調査の他、外国語特許文献も含めた先行技術文献調査事業の活用、審査官の研修・品質テスト、学会等への参加によるスキルの向上、能力評価等により、審査官の能力は国際的にもトップレベルであって、人員配置の制約が存在する中、求められる件数の審査が効率的に行われており、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。
- AI関連発明等の先端技術に対応する審査体制を築き上げつつ、府内外の様々なAIサービスを活用して特許審査業務の効率化を推し進めている。

＜今後期待される点＞

- 検索外注やAI技術の活用を行って求められる件数の審査を効率的に行うにしても、審査品質がよい状態で保たれるよう注意していくことを期待する。
- 新しい技術への対応について遅れをとることのないよう、今後も情勢を素早く察知して状況に合わせて対応していくことを期待する。
- 審査品質については、特許法の目的である日本の産業の発達に寄与し我が国の国益に資することを意識した審査実務をするべきで、FA期間短縮が目的ではないことを十分に理解されることが望まれる。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 品質関連施策の企画・立案を行う品質管理室と分析・評価を行う品質管理庁内委員会を独立して設け、前者については調査員 40 名の体制を確保とともに、総括担当を含む 96 名の品質管理官を配置して品質監査を実施し、品質管理業務における生成 AI の利用可能性についても積極的に検討するなど、国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制と人員配置を確立している。

<今後期待される点>

- 審査官の差による品質齟齬が拾いきれてない可能性があり、またいわゆる特殊パラメーター発明が公知公用範囲を含んで不用意に特許登録されてしまう現状もあるところ、すべてを把握できないのは理解しつつも、産業の発達という特許法の目的を各審査官に真に理解してもらうことや、審査官の特許査定レベルに対するこだわりを高めること、関連案件の把握等情報解析など複数の対策を打って産業の発達という特許法の法目的を目指した審査品質となることが望まれる。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 決裁者、技術情報管理官、グループ長、品質管理官による審査官作成の拒絶理由通知等の書面の多重的なチェック体制を構築し、また、本年度は決裁におけるチェック手順のガイドラインが改訂されて、決裁者が審査官の品質関連情報を確認することや必要に応じて審査官に協議の実施を促すことが明記された。さらに、決裁前のチェックにおいては、特にサーチ漏れなどの個々の課題に応じたきめ細やかなチェックが実施されている。
- 審査官同士の意見交換を積極的に推進した結果、多くの協議が実施されたほか、AI 関連発明、マテリアルズインフォマティクスなどの先端技術に関し

ては必須協議とするなど、品質向上のために必要とされる、協議、知識共有の取組が継続的に行われている。

- サーチツールや起案チェックツール、品質関連情報に関するツールは利用する審査官の要望を取り込み、機能性や利便性を改善している。
- 特許文献サーチの拡充、起案支援ツールの提供、出願人との面接・電話応対の充実、中国、フランスを含む多くの海外知財庁との審査官協議の実施など、品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画通りに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。
- 審査業務において経済産業省の生成 AI サービスの活用方法の検討が行われている。
- ユーザーから特に懸念のある事項（除くクレーム）についての審査資料を作成して審査官に周知している。
- 情報提供制度に関しても、2025 年 9 月、「手引」について、ユーザーからの問い合わせが多い事項を中心に、内容を明確化する改訂を行っている。
- スタートアップ支援策、事業戦略対応まとめ審査、INPIT 近畿統括本部の活用などの企業のニーズに合わせた支援も適切に行っている。

＜今後期待される点＞

- 例えば、過去には特許レベルにこだわり十分な審査をしていたと聞くが、今は FA 期間など審査時間短縮自体が目的となっていないか、また、審査官による審査品質のばらつきや、特殊パラメーター発明が公知公用範囲も含んだ形で審査をすり抜けて不用意に特許登録される案件が存在していないか、懸念している。無効理由を含んで特許になると第三者がその対応にあまりにも大きな労力を割かなければならず、特許法の法目的にも沿わないところ、産業の発達という特許法の目的をしっかりと意識した審査実務を期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も多くあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 審査官による処分等に対する品質管理官による品質監査、その結果の審査長等に対するフィードバック、ユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換やホームページでの意見受付を通じて審査の質の現状を把握する等、品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画通りに実行され、かつ、当該取組の目的を達成している。
- 人員配置の制約が存在する中、品質管理室における調査員を品質監査業務の補助等に活用し、効率的な監査を実施している。
- ユーザー評価調査において、審査終了後の個別案件については回答内容を分析して、担当審査室・審査官にフィードバックするとともに、特許庁ホームページ、電子メール、電話等から受け付けた意見について、担当審査官へのフィードバックを実施している。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 決裁前チェックの結果の分析、審査官の「協議」におけるチェックシートの結果の分析、品質監査の結果の分析、外部からの評価の分析等を実施し、それぞれの分析から得られたサーチ漏れやサーチの方針策定の困難性、判断の均質性向上の必要、最後の拒絶理由とすることの誤りなどの課題を抽出するなど、審査の質の分析とそれによる評価・課題抽出を十分かつ適切に行っており、その結果を踏まえ取組の計画及び実施につなげている。
- 昨年度までは各分析に対する Check—Act—Plan—Do の繋がりが見えにくかったが、本年度は、審査の質に関する各分析（Check）とそれに基づく評価・課題抽出（Act）を十分・適切に行っており、その結果を踏まえ取組の計画（Plan）及び実施（Do）につなげていることがわかりやすく示されていて改善が見受けられる。
- 2024年度の協議の実施状況の分析結果（Check）から、協議件数（特に自発的な任意協議の件数）が多いグループにおいて、特許率等のばらつきが小さく、かつ効率的な審査が進められていることが確認されたことを受けて

(Act)、積極的な協議の実施を促すべく、決裁におけるチェック手順のガイドラインの改訂を行っている (Plan・Do)。

- 品質監査の実施状況を起案種別に分析した結果 (Check)、最後の拒絶理由通知の判断の瑕疵が多かった点を踏まえて (Act)、品質管理室における調査員を活用した起案チェックを拡充するとともに、当該判断基準をより一層明確化して審査官に周知を行っている (Plan・Do)。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）

の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質ポリシーや品質マニュアル等、品質管理のための具体的な手順を示す文書について管理を適切に行うとともに、適時必要な改訂や見直しを行っている。
- 審査実施体制について、人員配置の制約が存在する中、質の高い審査を実現するために、AI アドバイザーの設置や検索外注を計画的に実施し、生成 AI サービスを活用して特許審査業務の効率化を進めている。
- 特許審査業務の効率化をテーマに企業等により開発・応募がされている生成 AI サービスの技術検証を進めている。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査官間の協議について、より積極的な協議の実施が行われるような取組がされている。

- 審査官間の協議に関連して、迅速性のため、一定数の案件の審査を審査部門間で委託すると共に、委託元の技術テーマを担当する管理職等をリーダーとする情報共有チームを設置し、技術分野特有の運用・判断基準や分類に関する情報、最新の技術動向等を共有して、審査の質を担保する工夫をしている。
- 2025 年 3 月に特許審査における起案の効率化及び判断の適正化に資する汎用文例、説明及び起案例をまとめた資料を作成し、積極的に活用するように審査官へ周知している。
- 「最後の拒絶理由通知」とすることの判断基準をより一層明確化し、当該判断基準について庁内イントラネットを用いて改めて審査官に周知するとともに、最後の拒絶理由通知の起案チェックを全審査室で実施し、着実に瑕疵の抑制を図っている。
- 品質関連情報を審査官に提供するツールを開発・改善し、審査官自身による主体的な品質管理を促進し、充実化させている。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページにおいて審査品質管理に関するページを設けている。さらに、本年度は品質管理システムを解説する動画を Youtube の「JPO Channel」を通じて公開している。
- ユーザー、知財関連団体等との意見交換会を国内外で定期的に実施し、さらに、各種国際会合において品質に関するプレゼンスの向上を図り、相互の信頼関係の構築に努めるなど、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。

<今後期待される点>

- 今後もさまざまな手法で審査品質向上の取り組みを広め、JPO の取り組みが国際的に標準的な位置づけにされることを期待する。特に、我が国に近い東アジア、南アジア圏や、今後発展が予想されるグローバルサウスについて、我が国の特許審査の考え方が広まることは、我が国の出願人にとっても各国で JPO の慣用的な方式が通用することに繋がるので実務上望ましい。

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

＜評価された点＞

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質管理のための具体的な手順を示す文書、「意匠審査基準」、「意匠審査便覧」、「面接ガイドライン」等の文書が適切に作成、管理され、国際意匠分類第15版に関する情報も特許庁HPで公開され、文書が適切に管理されている。
- スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、特許庁HP上の「意匠早期審査・早期審理制度の概要」の情報が更新され、新たに「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」が公開されている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。）

＜評価された点＞

- 意匠審査を行ううえで必要な事項や具体的な手順を「意匠審査基準」において定め、必要に応じ改訂しており、品質管理のための手順等を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順等の詳細について参照すべき文書を明記している。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。）

＜評価された点＞

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできるように外部公表されている。また、企業との意見交換の際にも、特許庁における品質管理の取組や品質ポリシー等について紹介

している。

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の内容について、インターネットでの周知に加え、職員向けの研修等にも取り込むなど、職員への周知がなされている。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 審査システムの機械化や、バッチ審査の採用等により審査業務の効率化が図られ、また、審査官の専門知識向上のための研修や展示会等への参加により審査官の能力向上が図られ、高水準の審査を実現している。

<今後期待される点>

- 一次審査通知までの平均期間を現状維持するためにも、審査体制のより一層の強化が望ましい。
- 審査官一人当たりの審査処理件数は他の実体審査国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数でハーグ出願の審査や品質向上のための取組も行っていることから、審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。
- 審査の均質性を高めるために、各審査官に対する案件の割り振り方法を設計するなどの取組を行っているのであれば、実績として公表するはどうか。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 限られた組織体制の中、国際的に遜色のない水準で品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な仕組みを確立していると評価でき

る。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

＜評価された点＞

- 品質向上のために必要とされる取組（決裁者との案件協議、審査官同士の案件協議・意見交換や知識共有の促進、専門知識の習得、海外特許庁との情報交換など）を継続して実施している。
- 101 か国・機関の意匠公報データを収録した商用データベース（AI 技術による類似画像検索機能を含む）の利用を開始している。
- 面接や電話等で出願人とのコミュニケーションにより相互理解を深める取組を継続的に行っており、コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成しただけでなく、昨年度よりも向上している。

＜今後期待される点＞

- 類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案文の形式的チェックを行うツールによる効率化と品質のさらなる向上に期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

＜評価された点＞

- 国内案件及びハーグ出願について、品質検証のために必要とされる品質監査によるサーチの妥当性、認定・判断の妥当性の検証が計画通り実施され、審査の質の分析と課題抽出が適切に行われている。また、品質管理官に審判部管理職経験者を含め、品質管理官相互の協議の機会を設けることで、質の高い効率的な監査を行うことを可能としている。
- ユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努めたほか、企業及び業界団体との意見交換、意匠審査部門と審判部との意見交換を実

施するなど、品質検証のために必要とされる取組が計画、実施された。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 監査により得られたデータの分析・監査における指摘事項・案件協議の記録、決裁者の聞き取りに関して、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにする等の分析により現状を把握し、改善策へ繋げるようにしている。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、特許庁HP上の「意匠早期審査・早期審理制度の概要」の情報が更新され、新たに「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」が公開され、ユーザーに対する十分な周知を行った。
- 意匠審査官向けの研修等の機会を通じ、品質管理の基本に関する十分な周知を行い、また、品質管理官に審判部での管理職経験者を含めるなど、品質管理に関する改善への取組を行った。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した、品質管理の取組の改善を

十分に行った。

- 審査官と決裁者との案件協議数を増加させ、コミュニケーションに関するユーザー評価において実施庁目標の「上位評価割合 70%」を超える、約 91% を達成した。
- 国際的取組として、意匠五庁（ID5）等の協力枠組みを通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠審査実務に関する情報交換を行っている。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 特許庁 HP における取組の紹介、企業及び業界団体との直接的な意見交換、意匠五庁との情報交換、日中韓デザインフォーラムの開催、日中意匠専門家会合の開催等を通じ、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されていると評価できる。

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 「商標審査の進め方」について、令和 5 年法改正（コンセント制度の導入等）に伴う項目追加等を内容とする改訂を実施し、特許庁 HP に公表している。
- 国際分類第 13－2026 版に対応した「商品及び役務の区分解説」を作成し、特許庁 HP への公表等によって、ユーザーの適切な指定商品・指定役務の記載の支援を図っている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 商標審査においてなすべき事項、基本方針及びその具体的な審査手順について、「商標審査基準」、「商標審査便覧」及び「商標審査の進め方」において十分に明確化されている。
- 品質管理のための具体的な手順や担当、PDCA サイクル内の各項目について、「品質マニュアル」において十分に明確化されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容

易にアクセスできる程度に外部公表されている。

- 庁内インターネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書が審査部全体に周知されている。
- 職員向けの研修等において、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の内容や考え方を扱う講義を実施しているほか、品質管理の基本原則等の理解度を確認するため、全審査官を対象とした「品質テスト」を実施している。
- 特に「品質テスト」について、今年度は実施回数を 2 回に増やした上で、出題分野を拡大したこと、審査官への周知徹底が必要な項目について設問を追加したこと、正答率が低かった問題についての注意喚起を実施したことを評価する。

<今後期待される点>

- 特許庁のホームページを通じて品質管理の基本原則等を外部公表している点は評価するが、深い層に格納されているものもあり、容易にアクセスできるとは言い難く、一般への周知の工夫の余地はさらに存在すると思われる。
- 品質管理の基本原則等の理解度を確認するため、「品質テスト」のような研修が定期的に行われること、その結果・成果が庁内で共有され、今後のさらなる品質向上と維持に活用されることを期待する。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 11 名の恒常審査官補と 2 名の任期付審査官補を採用し、民間調査者を活用するとともに、各審査室内に自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行う者として主任指導審査官を配置し、審査実施体制の強化が図られている。
- 企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより審査官としての資質の向上を図ることを目的とし、民間企業への短期派遣研修を実施している。

- 国際化に向けて、世界知的所有権機関（WIPO）マドリッド国際登録部門フェローシップへの派遣等を通じて審査官の育成を図っている。
- 主に国際商標登録出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施している。

＜今後期待される点＞

- 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して多く、国際的に遜色のない審査体制・人員配置の確立の観点からは概ね達成しているにとどまる。
- 現在の生成 AI 技術にはまだ未熟な点があり、不適切なバイアス等が生じる可能性もあるため、生成 AI 技術等を審査業務へ適用する際には、使い方に十分注意していただきたい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

＜評価された点＞

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられている。
- 適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置が確立されている。
- 今年度から、品質管理班に職員 1 名と商標に関して高度な知見を有する調査員 1 名を新たに配置し、品質管理体制のさらなる充実化を図る体制に整え、体制を強化したことを評価する。

＜今後期待される点＞

- 審査判断の均質化や拒絶理由における記載等について不十分な面があり、品質管理体制にはさらなる改善の余地がある。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話応対、品質関連情報の収集・提供、研修等）が継続して計画どおり実施されており、その目的を達成している。
- AI 技術を用いた審査業務の効率化と審査官の判断の均質性確保の取組として、主にマドプロ出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務における AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を行っていることを評価する。
- 必須協議案件に該当する案件の協議の実施や必須協議案件に該当しない案件についての管理職・主任指導審査官との協議が実施されている点、その件数が前年比とともに示された点を評価する。
- 全審査官を対象とした「品質テスト」について、実施回数を年 2 回（6 月・12 月）に増やすとともに、内容面においても出題分野の拡大や新規の問題の作成（商品・役務分類）等、拡充が図られている。
- 審査官・管理職間の協議を通じた知識共有を積極的に行っており、面接・電話対応の充実を図っている。

<今後期待される点>

- 審査の均質性の観点から、協議を通じた知識共有と議論は重要なものであり、引き続きの取り組みを期待する。必須協議案件に該当しない管理職・主任指導審査官との協議の件数について、今後も継続して公表していくことが好ましい。
- 拒絶理由通知や拒絶査定において論理付けが強引と思われる場合があるため、丁寧な論理付けを試みる取組を行うことによって、納得感が増す審査結果を期待する。
- ユーザーとのコミュニケーション手段の多様化と品質向上・維持を評価し、今後も引き続き適切なコミュニケーションの維持・向上を期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等の取組がそれぞれ計画どおりに実施され、その目的を達成している。
- ユーザー評価調査の調査結果報告書が外部公表されており、ユーザー評価調査の不満回答者に対するフォローアップ調査として意見交換を行っている。
- 品質監査、審査官向けアンケート、ユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換、ホームページでの意見受付等様々な方法で品質検証の取り組みを行っていることを評価する。
- 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査することで、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策に向けた検討等に活用している。

<今後期待される点>

- 審査の品質検証や品質向上のために必要とされる取組が計画され、方針・手続に従って遂行されているが、計画そのものの妥当性を再評価する取組があればさらによい。
- ユーザー評価調査の結果分析に基づき重点項目として定められた「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かが示されるとなお良い。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が適切に行われている。
- ユーザー評価調査の結果分析に基づき、「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」を重点的に取り組むべき項目に定め、審査の質の維持・向上に資する効果を得るべく、当該課題について審査部門内で情報共有を図り、共通認識を高めている。
- ユーザー等との意見交換会において聴取した意見の分析を行い、ユーザーが納得できる審査を行うため、「拒絶理由や拒絶査定における理由や根拠の説明の充実」のための取り組みを進めていく必要があるとの課題が抽出されていることを評価する。
- 「審判決との判断相違の要因分析」において、商標の識別性に関わる拒絶理由のうち、商標法第 3 条第 1 項第 3 号に関する審判決との判断相違を重点的に分析した点を評価する。また、その分析から、判断の根拠となる証拠に対する事実認定や、本願商標から生じる意味合いおよび使用例から導かれる需要者の認識について、審査と審判における判断の相違という具体的な課題を抽出した点も評価する。

<今後期待される点>

- ユーザーの意見を聴取する機会を、さらに増やしてもよいのではないか。
- 新たな知見を得るため、ユーザー団体だけでなく、個々のユーザーの意見を聴取するための取組を広く行ってもよいのではないか。
- 各種取組を通じた審査の質の分析と課題抽出を引き続き行うとともに、抽出した課題を解決するための取組を期待する。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 出願件数が依然として高い水準で推移する中、民間調査者を活用とともに、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置、審査官（補）育成研修の充実化、内容を精査・拡充したテレワーク支援ツールの研修の実施、審査業務効率化策について検討するプロジェクトの継続実施など各種対策が講じられており、必要な改善が十分に行われている。
- 主にマドプロ出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業の実施等、AI 技術を用いた審査業務効率化・審査官の判断の均質性の確保のための取組が着実に行われている。
- 商標部門における品質関連施策の企画・立案を一元的に行う品質管理班に職員 1 名と商標に関して高度な知見を有する調査員 1 名を新たに配置する等、品質管理体制の充実化が図られている。

<今後期待される点>

- AI 技術の活用に適した業務について、十分な検証のもとで AI 技術の導入を進めることで業務の効率化を図り、品質向上のためには人が判断をしなければならない業務に時間と労力を割くことができるようすることを期待する。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- ユーザー評価調査における「審査官とのコミュニケーション」に対する不満層へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取する一方、審査官に対してもユーザーとのコミュニケーションに関するアンケート調査を実施し、審査官側の視点からの課題抽出を行うなど、品質管理の取組の改善が十分に行われている。
- メールでの問い合わせ対応については、原則、即日対応、テレワーク時の

電話問い合わせ対応についても、原則、即時の折り返し対応とする運用の周知徹底が図られている。

- 面接・電話応対に関して、明確化した運用や面接ガイドライン等のコミュニケーション関連資料の再確認を目的として、全審査官を対象とした「品質テスト」が行われている。

＜今後期待される点＞

- 品質管理の取組の改善が適切に行われているが、ユーザーからの意見聴取等において、さらなる改善の余地もあると思われる。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

＜評価された点＞

- 特許庁ホームページ、ユーザーとの意見交換、国際会合等、国際審査協力、海外の特許庁との協力等を通じて、国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。
- 国際商標協会(INTA)年次総会ユーザーセッション等の場において、国内外のユーザー・海外知財庁の職員等に対して、特許庁における品質管理関連の取組等についての情報発信が行われている。